

# 国吉義務教育学校いじめ防止基本方針

## (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題である。

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう）の対策は、全ての児童生徒が安心して生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童生徒の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、学校が全ての児童生徒にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組む。

さらに、児童生徒自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童生徒会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進する。

## (2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

\* 具体的ないじめの様態の例（国の基本方針より）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## (3) いじめの防止等の対策

### ① いじめの未然防止

いじめはどの児童生徒にも起こり得るという意識をもち、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を行う。

教師の適切な指導の下、児童生徒の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童生徒一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てる。学校では、児童生徒に対して、傍観者とならず、教職員や身近な大人の報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

#### ○ 児童生徒理解と環境づくり

- ・児童生徒理解やいじめ防止に関する研修を行ったり、気になる児童生徒についての情報を共有したりして、全校体制で指導に当たる。
- ・「生活スタンダード」と「学習スタンダード」の徹底を図ることにより、学習規律を整えたり、規範意識を醸成したりする。

#### ○ 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

- ・「ふるさと未来科」や異学年交流の学習・活動を通して、様々な年齢・地域・立場の人たちとの触れ合いの機会を設ける。
- ・「特別の教科 道徳」の授業で、いじめに関する教材を取り扱う。（年2回）
- ・SSTや対人関係ゲーム等を取り入れ、人と関わったり、コミュニケーションを図ったりする能力を育てる。
- ・ボランティア活動を推進し、自己有用感や自己肯定感を育む。

#### ○ 児童生徒が主体となる取組の充実

- ・「挨拶運動（前後期合同）」「縦割り清掃・レインボーファミリー活動（前期課程のみ）」等、児童生徒会が主体となる活動を充実させ、豊かな人間関係を育てる。
- ・児童生徒会や各学級の学級活動で学校生活における問題点を話し合う機会を設け、児童生徒が主体的に学校生活を改善しようとする意識を高める。

#### ○ 家庭や地域等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るように努める。
- ・PTAや学校運営協議会、民生児童委員、人権擁護委員、保護司等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進める。
- ・ネット上のいじめが重大な人権侵害に当たる行為であることを児童生徒に理解させるとともに、保護者に対しても、ネットの危険性についての理解を深める啓発活動を行う。

## ② いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からチームを組んで的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。また、日常的に児童生徒の様子を観察し、児童生徒の話に耳を傾ける。児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底する。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関等との連携を図るとともに、学校や家庭、関係機関等が日頃から積極的に児童生徒に関する情報を共有する。

### ○ 日常的な観察

- ・授業開始時刻前に担任(担当)が教室等へ行き、児童生徒の様子を見守る。
- ・児童生徒の会話や遊びの様子、日記等からも情報を収集し、情報交換を積極的に行う。
- ・けんかやふざげ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### ○ アンケート調査

- ・いじめ実態調査を兼ねた「学校生活アンケート」を毎月行う。
- ・生徒指導主事は全校児童生徒の実態を把握し、いじめ対策委員会を調整する。

### ○ 教育相談

- ・カウンセリング週間を設け、アンケート結果を基に、学級の児童生徒全員と個人面談を行う。(学期に1回)
- ・保護者や地域の方から情報を得るように努める。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携をとり情報収集に努め、必要に応じて教育相談の場を設ける。

## ③ いじめへの早期対応

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童生徒の安全を確保し、いじめ対策委員会において組織的な対応を行う。学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の適切な対応につなげる。また、いじめに係る情報を適切に記録しておく。また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応する。

### ○ いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴する。
- ・いじめられた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに、いじめ対策委員会で情報を共有する。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。また、適切に記録を残す。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応する。

### ○ いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラーと連携し、いじめられた児童生徒の心のケアや保護者への支援を行う。
- ・いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、環境を整える。

### ○ いじめた児童生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童生徒やその保護者への謝罪、いじめた児童生徒への指導等について、保護者と連携して適切に対応する。
- ・いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、スクールカウンセラー等と連携し、当該児童生徒の健全な人格の発達に配慮した対応を行う。

### ○ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

### ○ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童生徒に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させる。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとる。

## ④ いじめの再発防止

同じ児童生徒が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぐ。また、いじめ事案を検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じる。

○ **児童生徒の見守り**

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。次の2つの要件が満たされている場合、いじめが解消していると判断する。

① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月継続していること。

② 被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

- ・児童生徒の変化を定期的に確認・検証しながら、支援を継続して行う。

○ **再発防止の取組**

- ・互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。
- ・「特別の教科 道徳」や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。

(3) **いじめ対策委員会**

① **構成員**

- ・ **学校** … 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、その他関係する教職員
- ・ **地域** … 人権擁護委員、民生児童委員、保護司  
 ※ 重大事態が発生した場合は、スクールカウンセラーや関係機関、関係諸団体の代表者等に参加を要請する。

② **役割**

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・ いじめ事案の調査と対応

(4) **年間計画**

月	取 組	月	取 組
4	・「学校生活アンケート」の記入	10	・「学校生活アンケート」の記入 ・挨拶運動 ・西山ウォーク（前期課程・縦割り活動）
5	・「学校生活アンケート」の記入 ・グラウンド除草(ボランティア活動) ・挨拶運動	11	・「学校生活アンケート」の記入 ・カウンセリング週間
6	・「学校生活アンケート」の記入 ・カウンセリング週間 ・挨拶運動 ・「思いやりプロジェクト」（児童生徒会）	12	・「学校生活アンケート」の記入 ・人権週間 ・保護者アンケートの実施
7	・「学校生活アンケート」の記入 ・保護者アンケートの実施 ・第1回拡大いじめ対策委員会	1	・「学校生活アンケート」の記入 ・学校評価の結果集計、考察
8	・児童生徒理解研修(外部講師を要請) ・問題行動等の調査・分析 ・学校評価の結果集計、考察	2	・第2回拡大いじめ対策委員会 ・「学校生活アンケート」の記入 ・カウンセリング週間
9	・「学校生活アンケート」の記入 ・挨拶運動	3	・「学校生活アンケート」の記入 ・「生活スタンダード」と「学習スタンダード」の見直し

※ 年間を通して、各学年で、学級活動の時間等に、良好な人間関係づくりのためのSSTや対人関係プログラム等を計画的に実施する。

※ 人間関係や学習態度等に問題行動が見られた場合、適宜、全校集会を開き全体に指導する。

※ 毎月、いじめ対策委員会を行う。

(5) **評価と改善**

- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント(学校用)」の活用を図りながら、学校の取組について評価し、改善を行う。
- ・本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行う。
- ・いじめ防止対策における本校の取組を学校運営協議会や地域団体（自治会、民生委員会の代表者等）に報告し、意見を伺い、改善に生かす。また、いじめ防止に向けて地域の協力を得るように働きかける。